

電子契約に係るQ&A

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| 1 摂津市との契約で電子契約サービスを利用するには、GMOサインのアカウントの作成は必須ですか？          | GMOサインのアカウントの作成は必須ではありません。メールアドレスと、インターネット環境があればご利用可能です。  |
| 2 電子契約サービスの利用にあたっては、受注者側で費用の負担はありますか？                     | システムの利用にあたり、事業者側に費用が発生することはありません。インターネット接続環境と、電子メールアドレスがあれば、ご利用いただけます。ただし通信料は必要となります。   |
| 3 電子契約サービスの利用にあたっては、ICカードリーダー等は必要ですか？                     | ICカードおよびカードリーダーの用意は不要です。  |
| 4 契約締結用メールアドレスは事務所宛のアドレスでも問題ないですか？                        | 個人宛のアドレス、事務所宛のアドレスのどちらでも問題ありません。  |
| 5 契約案件ごとに異なるメールアドレスで申請・契約となっても問題ないでしょうか。                  | 問題ありません。  |
| 6 電子契約サービスにより電子署名を行う上で、自社の印影を電子契約サービス上に登録する必要がありますか？      | 受注者様の印影を登録する必要はありません。本市の電子契約においては、電子署名しても印影が表示されない（不可視署名）形式を採用しています。  |
| 7 電子契約の場合、収入印紙は不要となりますか？                                  | 電子契約サービスを利用し締結を行った契約データは印紙税法第2条の規定により課税対象となる『文書』に現時点で該当していないため、収入印紙は不要となります。<br>●参考：<br><a href="https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-0032/">https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-0032/</a>   |
| 8 電子契約サービスを利用した契約についても、法的な効力は認められますか？                     | 電子契約サービスを利用した契約についても、紙の契約と同等の法的効力が認められております。<br>●参考：<br><a href="https://www.gmosign.com/about/?_gl=1*xy3hbe*_gcl_au*MTk4NzI5ODkxMi4xNjk2ODk5ODM0&amp;_ga=2.261370701.151182447.1699233716-1892068317.1683708494#timestamp">https://www.gmosign.com/about/?_gl=1*xy3hbe*_gcl_au*MTk4NzI5ODkxMi4xNjk2ODk5ODM0&amp;_ga=2.261370701.151182447.1699233716-1892068317.1683708494#timestamp</a> |
| 9 電子契約サービスを利用するにあたり、PC等にソフトをインストールする必要はありますか？             | ソフト等のインストールは不要です。締結済の契約データの『電子署名情報』及び『タイムスタンプ情報』をPDF上で確認いただくにはPC等にAdobe Acrobat Readerがインストールされている必要がありますので、ご確認ください。  |
| 10 Adobe Acrobat Reader以外のPDFリーダーにて電子契約書を開いた場合、不具合はありますか？ | 推奨環境は「Adobe Acrobat Reader 最新版」となります。そのため、他のPDFソフトについて動作の保証はしていません。   |
| 11 電子契約サービスを利用するにあたり、法務局等で発行される電子証明書は必要ですか？               | 電子証明書はサービス事業者が提供するものを利用しますので、受注者側での用意は不要です。メールアドレスとインターネット環境があればご利用いただけます。  |
| 12 契約書の内容に誤りがあった場合、どのような取扱になりますか？                         | 電子契約の場合、契約書データそのものの修正は一切できません。契約締結後に誤字・脱字等の内容の誤りが発覚した場合は、速やかに担当課までご連絡をお願いします。   |
| 13 電子契約サービスにて契約を締結後、契約データは印刷して保管する必要がありますか？               | 締結完了後の契約データをシステムからダウンロードもしくは無料のアカウントを作成し、アカウント内で保存を行っている場合には、契約データを紙で保管する必要はありません。<br>なお、電子契約サービスにて締結を行った契約データはあくまでも「データが原本」という取扱となります（紙で印刷したものは『写し』となります）ので、必ずデータでの保存をお願いします。  |
| 14 締結済の契約データのダウンロードに期限はありますか？                             | 14日以内にダウンロードのうえ、保存をお願いします。仮に14日を過ぎてしまった場合は、契約担当課までお問合せいただき、契約データの提供をご相談いただくようお願いします。<br>なお、GMOサインのアカウントを作成した場合は30日までダウンロード可能です。   |

| 質問 |  | 回答  |
|----|--|---|
| 15 | 電子契約締結証明書を受注者側で発行・出力するにはどうすれば良いですか？                | 市側の署名が完了した後、届くメールにてダウンロードが可能です。<br>●参考：<br><a href="https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/36299316657689">https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/36299316657689</a>  |
| 16 | GMOサインのアカウントは、1社につき1つしか作成できないのですか？                 | 1つの会社でも複数のアカウントが作成可能です。ただし、1メールアドレスにつき作成できるアカウントは1つまでなので、ご注意ください。<br>●参考：アカウント登録手順<br><a href="https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/9198122838425">https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/9198122838425</a> |
| 17 | GMOサインのアカウントを作成した場合、アカウント内の契約データはいつまで閲覧することができますか？ | アカウントがある限り、無期限でアカウント内の契約データをご確認いただけます。  |
| 18 | 電子契約利用申出の申請は、各案件ごとに申請が必要ですか？                       | 案件ごとに申請する必要があります。   |
| 19 | 摂津市との契約締結にあたり、電子契約の利用件数に上限はありますか？                  | 電子契約の利用件数に上限はありません。   |
| 20 | 電子署名済みのPDFデータのファイル名を変更しても問題ないですか？                  | 電子契約のPDFデータのファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。<br>ただし、 <b>PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいます</b> ので、絶対に行わないようにお願いします。  |